

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1. 事業所の名称等

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団		
所在地	八戸市根城八丁目8番155号		
電話番号	0178-41-1322	FAX	0178-46-3952
介護保険事業事業所番号 その他のサービス	訪問入浴介護事業 0270300205 (平成11年12月28日指定) 介護予防訪問入浴介護事業 0270300205 (平成19年3月29日指定) 訪問介護事業 0270300205 (平成11年12月28日指定)		
サービス提供地域	八戸市・南部町(福地地区)		

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
課長		1名			1名	在宅サービス課の管理・運営の総括
管理者	介護福祉士 准看護師	1名		兼務	1名	サービス従業者及び業務の一元的 管理 訪問入浴介護の提供
訪問入浴 介護員	介護福祉士	2名	1名	専従 兼務	2名 1名	訪問入浴介護の提供 訪問入浴介護及び入浴、排泄、食事 等の生活全般にわたる援助
	看護師	1名	1名	専従	2名	訪問入浴介護及び入浴、排泄、食事 等の生活全般にわたる援助
	准看護師	1名	1名		2名	

(3) 事業所の営業日及びサービス提供日

営業日：月曜日から土曜日 ただし、12月29日から1月3日までを除く。

営業時間：8時15分から17時

サービス提供日：月曜日から日曜日 ただし、12月31日から1月2日までを除く。

(4) 運営の方針

- ① 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスは、お客様の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、お客様の状態に応じて、適切に行うものとします。
- ② 事業団自らその提供する訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。
- ③ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、常にお客様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供します。
- ④ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ⑤ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行います。
- ⑥ 訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とし、ただし、お客様の身体の状況が安定していること等から、入浴によりお客様の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治医の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を当てるものとします。
- ⑦ 介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、お客様の身体

の状態が安定していること等から、入浴によりお客様の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を当てるものとします。

- ⑧ 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特にお客様の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用します。

2. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の内容

入浴介護	お客様の居宅に訪問入浴介護員を派遣し、お客様に浴槽を提供して、入浴前後の健康チェック、入浴の準備、後片付け、衣服の着脱、洗髪、入浴の介助を行います。
清拭・部分入浴	心身状況等の理由により、全身入浴が困難な場合、お客様の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）の介助を行います。

3. サービス利用に関する留意事項

1. 入浴当日は、看護師が健康チェックをします。お客様の健康状態が良くない時には、その日の入浴を見送るか、お客様の希望によって清拭又は、部分浴を行います。
2. 入浴をする際は、原則として、家族の中から1名以上の介護者に立ち会っていただきます。
3. 医師からの入浴について注意事項などあった場合には、事前にお知らせください。
4. 寒い季節には、訪問前に部屋の温度を22度から24度位に暖めてください。
5. 入浴の日は、入浴予定時間の1時間前に食事を済ませてください。
6. 入浴後、お客様が落ち着いたら水分を補給させてください。
7. 入浴で使用するタオル、バスタオル等のリネン類は、基本的にはお客様宅の物を使用させていただきます。
8. 原則として感染症の方の入浴の順番は、その日の最後とします。
9. 医師より指示を受けている場合は、それに従います。

4. 利用料金等

事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、お客様は事業者に対し、原則として介護保険負担割合額を支払います。ただし、介護保険法令に基づいてお客様が保険給付を償還払い（いったんお客様が事業者に対し全額を支払い、その後お客様は市町村から介護保険負担割合額を差し引いた額の払い戻しを受ける方法）で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

事業者から提供を受ける訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスが介護保険の適用を受けない場合、お客様は事業者に対し、利用料の全額を支払います。

事業者はお客様から利用料等の支払いを受けたときは、領収証を発行します。利用料の全額の支払いを受けたときは、サービス提供証明書を発行します。

(1) 訪問入浴介護サービス

①基本料金

訪問入浴介護員	サービス種類	利 用 料	
		介護保険適用(下記の額は1割負担です。)	介護保険適用外
看護職員1人及び 介護職員2人	訪問入浴	1,266 円	12,660 円
	清拭又は部分浴	1,139 円	11,390 円
介護職員3人 ※医師の許可が必要です。	訪問入浴	1,203 円	12,030 円
	清拭又は部分浴	1,083 円	10,830 円

②その他の加算

加算の種類	基準額・加算額
訪問入浴初回加算	200 円
看取り連携体制加算	64 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36 円（1 回につき）
令和 8 年 5 月までの処遇改善加算	
訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 7.9%
令和 8 年 6 月からの処遇改善加算	
訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 10.1%

※看取り連携体制加算：厚生労働大臣が定める体制を整備し看取り期の利用者にサービスを提供した場合、死亡日及び死亡日以前 30 日以下に限る。

(2) 介護予防訪問入浴介護サービス

①基本料金

訪問入浴介護員	サービス種類	利 用 料	
		介護保険適用(下記の額は 1 割負担です。)	介護保険適用外
看護職員 1 人及び 介護職員 1 人	訪問入浴	856 円	8,560 円
	清拭又は部分浴	770 円	7,700 円
介護職員 2 人 ※医師の許可が必要です。	訪問入浴	813 円	8,130 円
	清拭又は部分浴	732 円	7,320 円

②その他の加算

加算の種類	基準額・加算額
訪問入浴初回加算	200 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36 円（1 回につき）
令和 8 年 5 月までの処遇改善加算	
訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 7.9%
令和 8 年 6 月からの処遇改善加算	
訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 10.1%

○処遇改善加算を算定します。

(3) 交通費

通常の事業実施地域内にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、原則として無料です。

(4) 取り消し料

利用当日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし体調不良等の正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 10% （自己負担額相当）

(5) その他

お客様の居宅において、訪問入浴介護員及び介護予防訪問入浴介護員が訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスを提供するにあたって、必要となる電気・水道・電話等の費用はお客様の負担になります。

(6) 利用料金の支払い時期と支払い方法

料金は1ヵ月ごとに計算し、前月分を翌月20日までに請求しますので、お客様は請求のあった月の末日までに利用料金をお支払いください。

なお、利用料金のお支払いには、大変便利な口座振替をおすすめします。

下記の金融機関で現在ご利用の口座振替を指定できます。(入金・振替の手間が省けます。)

手続きは簡単、預金口座振替依頼書にお名前・口座番号等を記入・捺印していただくだけです。

口座からの引き落とし日は毎月27日となっています。ただし、引き落とし日が金融機関休業日のときは翌営業日になります。

なお、都合により引き落としされない場合、別途ご連絡します。

ご利用可能金融機関	国内すべての都市銀行・地方銀行・長期信用銀行・信託銀行・信用金庫 労働金庫・農業協同組合・郵便局等
-----------	--

5. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの利用方法

サービスの利用開始	① まずは、電話等でご相談ください。 ② 当事業所の職員が伺い、重要事項説明書に基づいて訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護についての説明を行います。 ③ 当事業所の訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に同意をしていただいた場合、サービスの提供方法等についてお客様やご家族に説明し、同意を得ます。 ④ 事業者は、お客様に対し、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の提供を開始いたします。
サービスの利用終了	① お客様のご都合でサービスを終了する場合 サービス終了を希望する1週間前までにお申し出ください。ただし、お客様の病変、急な入院などやむを得ない事情があるときは、この限りではありません。 ② 事業者の都合でサービスを終了する場合 事業者のやむを得ない事情により、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供を終了する場合、終了1ヵ月前までに書面で通知するとともに、お客様にかかる居宅介護支援事業者への連絡、地域の他の訪問入浴介護事業者及び介護予防訪問入浴介護事業者の紹介をはじめ必要な援助を行います。 ③ 自動終了 以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。 (1) お客様が介護保険施設に入所（長期）した場合 (2) 介護給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合 (3) お客様がお亡くなりになった場合 ④ その他 ○以下に該当する場合、お客様は書面で通知することによって即座にサービスを終了することができます。 (1) 事業者が正当な理由なく訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスを提供しない場合。 (2) 事業者が守秘義務に反した場合。 (3) 事業者がお客様やそのご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。 ○以下に該当する場合、事業者は、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供を停止しても、お客様の健康・生命に支障がない場合については、書面で通知することによって、サービスを終了することができます。

サービスの利用終了	(1) お客様が利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合。 (2) お客様やそのご家族などが事業者や事業者の従業者に対して、そのサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合。 ・お客様、またはその家族が事業所又は従事者に対する、威嚇（口頭によるものも含む）、暴言、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、及びそれらと相当又は同等の行為により、適切なサービス提供の継続が困難であると判断できる場合。 ・お客様またはその家族と事業所との信頼関係に支障がきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合。
-----------	--

6. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供記録

- (1) 事業者は、毎回の訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービス終了時に、利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
- (2) 事業者は、訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供に関する記録を整備し、契約終了後5年間保管します。
- (3) 利用者は、記録を閲覧することができます。又、実費負担によりその写しを受けることができます。

7. 秘密の保持

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客さま又はご家族の個人情報を用います。

8. 個人情報利用の同意

- (1) 利用者は、訪問介護員が契約の有効期間中に、サービス担当者会議等において、居宅サービス提供に必要と認められる範囲の個人情報を用いることに同意するものとします。
- (2) 利用者は、訪問介護員が必要時主治医・歯科医師の意見を求めることに同意するものとします。
- (3) 個人情報を用いる際は、別途、個人情報同意書を得るものとします。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに八戸市及びお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の責任により、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は社会福祉法人全国社会福祉協議会の「福祉サービス総合保障」と損害賠償保険契約を結んでおります。）

10. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の苦情受付担当

責任者 課長：山村 由希子

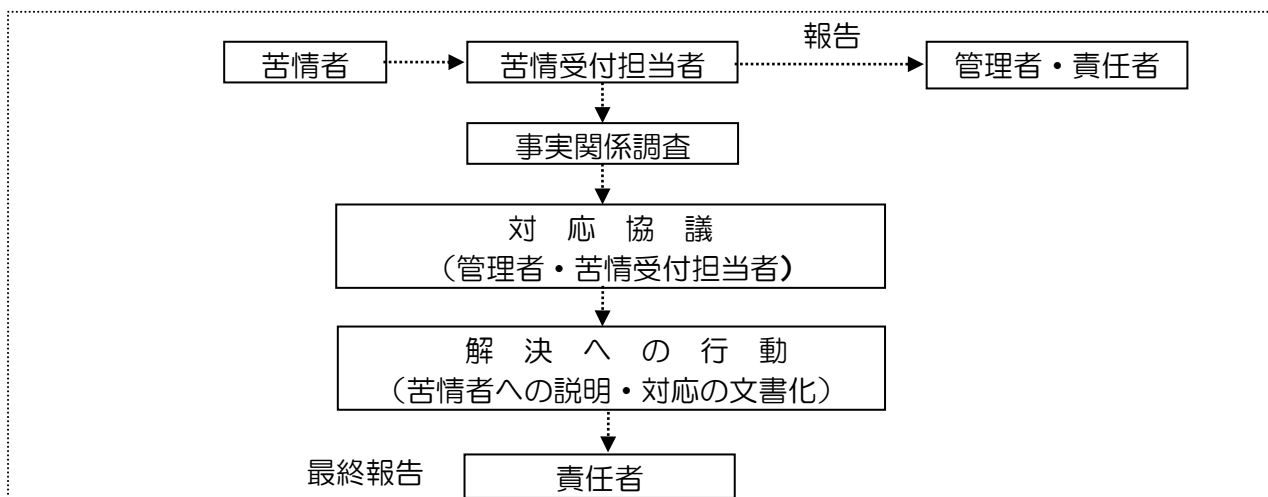
担当者 管理者：鳥谷部 有子

電話 0178-41-1322 FAX 0178-46-3952

受付日 月曜日から土曜日（ただし、12月29日から1月3日までを除く）

受付時間 8時15分から17時

(2) 苦情処理体制



(3) その他

当事業所以外に、八戸市、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合等の相談・苦情窓口に伝えることができます。

- | | |
|---------------------------|--------------|
| ① 八戸市介護保険課 | 0178-43-9292 |
| ② 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） | 017-723-1336 |
| ③ 青森県運営適正化委員会事務局 | 017-731-3039 |

11. 虐待防止及び身体的拘束等の適正化について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止及び身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待防止委員会の定期開催及び身体的拘束適正化委員会を開催します。
- ② 虐待防止及び身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③ 訪問介護員等に対し、虐待及び身体的拘束防止に関する研修を定期的実施します。
- ④ 措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

12. 業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護サービスの提供を継続的に実施し、及び非常の体制で早期の業務裁可を図る計画（業務継続計画BCP）を策定し必要な措置を講ずるものとします。

- ① 感染症にかかわる業務継続計画の策定をします。
- ② 災害にかかわる業務継続計画を策定します。
- ③ 業務継続計画における研修、訓練を定期的実施します。

13. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所は、感染症が発生又はまん延しないようにするために、次に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果を訪問介護員に周知徹底を図ります。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止のための研修、訓練を定期的実施します。

14. 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団の概要

事業者名称	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団
代表者名	理 事 長 中 村 行 宏
主たる事務所の所在地	八戸市根城八丁目8番39号
電話番号	0178-41-1215
定款に定めた事業	1・障害児入所施設（うみねこ学園）の経営 2・障害者支援施設（いちい寮）の経営 3・養護老人ホーム（長生園）の経営 4・児童養護施設（浩々学園）の経営 5・母子生活支援施設（小菊荘）の経営 6・老人居宅介護等事業の経営 7・障害福祉サービス事業の経営 8・老人デイサービス事業（長生園）の経営 9・指定特定相談支援事業 10・指定障害児相談支援事業 11・障害児通所支援事業（うみねこ塾） 12・児童自立生活援助事業（浩々学園） 13・訪問入浴介護事業 14・居宅介護支援事業 15・訪問入浴サービス事業 16・日中一時支援事業

令和 年 月 日

訪問入浴介護の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

説 明 者 事業所 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団

氏 名 _____

私は、本書面により、提供される訪問入浴介護についての重要な事項について、事業所から説明を受けました。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人 住 所 _____

氏 名 _____

(続柄 _____)